

(入館料の還付)

第4条 条例第8条ただし書の規定による入館料の還付は、次の各号に定める理由に該当するものについて、当該各号に定めるところによるものとする。

(1) 災害その他入館料を納付した者の責めに帰すことができない理由により観覧ができなくなったとき 全額

(2) その他市長が特別の理由があると認めるとき 全額又は100分の50

2 前項の規定により入館料の還付を受けようとする者は、石鳥谷農業伝承館入館料還付申請書(様式第3号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。